

富士見丘エルシエロサッカークラブ 規約

- 第1条 〈名称〉
本クラブは、株式会社 エルシエロ（富士見丘エルシエロサッカークラブ）
【以下単に本クラブという】と称する。
- 第2条 〈所在〉
本クラブは、東京都三鷹市井の頭1-7-8に主たる事務所を置く。
- 第3条 〈目的〉
本クラブは、サッカーを通じてスポーツの正しい理解を深め、青少年の精神及び身体の健全な育成を図り、あわせて地域社会のスポーツ振興に寄与することを目的とする。
- 第4条 〈指導方針〉
- ・サッカーを楽しむ心を育み、身体的、精神的にも成長できるような指導。
 - ・技術・戦術を各年代に応じて順次理解習得する。
 - ・サッカーだけでなく、地域社会に貢献できるような選手育成。
 - ・クラブ選手としての心構え
 - ・サッカーと勉強の両立
- 第5条 〈入会資格〉
クラブの目的・指導方針に賛同し、親権者の同意を得、本クラブが入会に適すると認定した者のみが本クラブへの入会資格を有するものとする。ジュニアユース（チームの場合）は本クラブの選手としてチーム加盟登録を行える者とする。スクール生はこの限りではない。
- 第6条 〈入会手続き〉
1. 本クラブに入会を希望する者は、所定の手続きに従い本クラブに申し込むものとする。
 2. 所定の手続きを終え、本クラブが入会を認めた者（以下会員という）は、別途定める練習日から本クラブに参加することができる。
- 第7条 〈会費〉
1. 会員は別に定めるところにより所定の会費を本クラブに納入するものとする。
 2. 会費は景気変動等、社会情勢による場合、会員の了承を得なくても変更できるものとする。
- 第8条 〈遵守事項〉
会員は次の事項を遵守しなければならない。
- ・フェアプレーの精神をモットーとし、会員がサッカーに親しみ楽しめるように努めること。
 - ・本規約を遵守するとともに指導者の指示に従うこと。
 - ・秩序を守り、学業においても努力すること。
 - ・練習、学業に支障がないように、生活面においても規則正しい生活を送ること。
 - ・他のクラブへの二重登録はしないこと（チームの場合）。
 - ・入会の際に所定の「誓約書」を本クラブに提出すること。
- 第9条 〈退会・休会〉
退会、休会を希望する場合には、その前月の15日までに担当コーチを経て、その理由を本クラブに提出、了承を得なければならない。また、怪我や入院など長期で休会する場合も速やかに届け出ること。
- 第10条 〈会員の変更事項〉
会員は、住所・連絡先等、入会手続きの際の記載事項に変更があった場合には、速やかにその旨を届け出なければならない。

- 第11条** 〈除名〉
本クラブは、本規約に違反したり本クラブの名誉を損なう等、会員として相応しくないと判断されたものを除名することができる。
- 第12条** 〈保険〉
会員は、入会と同時にスポーツ傷害保険に加入しなければならない。加入手続きは本クラブが一括して代行するものとする。また、傷害保険事故の場合における補償及び責任は加入する保険会社の約定通りとする。
- 第13条** 〈負傷時の処置〉
会員が練習中及び試合中に負傷した場合には、本クラブが応急処置をとる。但し、その後の治療、入院及び通院費等については会員の負担とする。
- 第14条** 〈事故の責任〉
通常の練習、試合、合宿ならびにこれらに付随する活動においては、当該施設利用に関する規則、施設管理者ならびに指導員等の指示に従うものとし、これに違背して盗難、傷害その他の事故が起こっても、前条に定める範囲を超えて当該施設、本クラブ及び指導員等に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。但し、当該事故の発生が本クラブの故意または重大な過失に基づく場合はこの限りではない。
- 第15条** 〈遠征・合宿〉
費用について会員の負担とする。
- 第16条** 〈細則〉
本クラブに定めのない事項及び運営上必要な催促は、本クラブが別に定める。
- 第17条** 〈改訂について〉
本規約は本クラブの定めるところにより、改訂できるものとする。
- 第18条** 〈施行〉
本規約は、2010年4月1日より施行するものとする。
- 〈改訂〉
本規約は、2012年3月1日改訂、同日より施行するものとする。
- 〈改訂〉
本規約は、2012年5月17日改訂、同日より施行するものとする。
- 〈改訂〉
本規約は、2016年7月1日改訂、同日より施行するものとする。